諮問番号：令和元年度諮問第２８号

答申番号：令和元年度答申第３９号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

○○○○○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して平成２９年２月７日付けで行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）に基づく保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人の主張の要旨**

１　審査請求人の主張の要旨

審査請求人の二男（以下「二男」という。）の長女（以下「孫」という。）が受領した死亡保険金は、未成年者の育英費用のためのものであり、審査請求人世帯における収入と認定すべきでない。死亡保険金は、全額が収入認定除外と扱われるべきであり、未だ審査請求人においては保護を要する状態にあることから、審査請求人において保護を必要としなくなったものとしてなされた本件処分は取り消されなければならない。

また、孫は、審査請求人に対して生活保持義務を負うものではなく、死亡保険金は、審査請求人の生活保持のために用いられるべきではなく、孫を世帯分離の上、審査請求人においては保護を継続するべきである。

２　審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）扶養義務と世帯認定について

審査請求人は、孫とは生活扶助義務関係でしかないことから、孫が受領した死亡保険金を世帯収入とすべきでない旨主張している。

しかしながら、民法（明治２９年法律第８９号）第８７７条第１項により、直系血族は互いに扶養をする義務がある「絶対的扶養義務者」であることから、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）の第５及び「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）の第１の２のとおり、同一世帯である場合には生活保持義務関係になくとも保護に優先して扶養を求める必要があることから、世帯分離できない取扱いとされていると解すのが妥当である。

したがって、孫の受領した死亡保険金を審査請求人世帯の収入として認定した処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

（２）保護廃止における要否判定について

処分庁は、保護の廃止日において、審査請求人世帯が１０，０００，０００円の活用し得る資産を保有していることから、概ね６か月を超えて保護を要しない状態が継続することが見込まれるとして、法第２６条の規定に沿って、本件処分を行ったものと認められる。

なお、処分庁は、本来法第６３条に基づき返還を求めるべき額と同額を自立更生免除したことが、審査請求人が主張する収入認定における自立更生控除に当てはまると主張しているが、審査請求人世帯の自立更生計画について検討がなされた形跡は見当たらず、要返還額を機械的に免除したものと認めざるを得ない。

処分庁においては、被保護世帯の理解が得られるよう、保護の実施機関として自立更生のための用途に供されるものとして控除する額を決定するにあたっては調査・検討を尽くす必要がある旨付言する。

（３）まとめ

以上のとおり、処分庁が行った本件処分の判断過程における調査・検討は十分であるとはいえないものの、最低生活費に比して著しく高額である本件収入により、審査請求人世帯が保護から脱却することが可能であると判断して行った本件処分に違法又は不当な点があるとまではいえない。

（４）上記以外の違法性又は不当性の検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

**第４　調査審議の経過**

　令和元年１０月２８日　　　諮問書の受領

令和元年１０月２９日　　　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

　　　　　　　　　　　　　　　主張書面等の提出期限：１１月１２日

口頭意見陳述申立期限：１１月１２日

令和元年１１月　８日　　第１回審議

令和元年１１月１１日　　審査会から審査請求人に対し回答の求め（回答書：令和元年１１月１９日）

令和元年１２月　６日　　第２回審議

令和２年　１月　９日　　第３回審議

**第５　審査会の判断の理由**

１　法令等の規定

（１）法第４条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第１項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第５条において「（前略）この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（２）法第１０条は、世帯単位の原則を定め、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。」と定めている。

（３）法第２６条は、保護の停止及び廃止を定め、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなつたときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。（後略）」と定めている。

（４）次官通知の第１は、「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。（後略）」と定めている。

（５）次官通知の第８の３の（３）は、「次に掲げるものは、収入として認定しないこと。」とし、アからチを掲げ、オにおいて、「災害等によって損害を受けたことにより臨時的に受ける補償金、保険金又は見舞金のうち当該被保護世帯の自立更生のためにあてられる額」、キにおいて、「死亡を支給事由として臨時的に受ける保険金（オに該当するものを除く。）のうち当該被保護世帯の自立更生のために当てられる額」と定めている。

（６）局長通知の第１の２は、「同一世帯に属していると認定されるものでも、次のいずれかに該当する場合は、世帯分離して差しつかえないこと。（後略）」とし、（１）から（８）を掲げ、その（２）において、「要保護者が自己に対し生活保持義務関係にある者がいない世帯に転入した場合であって、同一世帯として認定することが適当でないとき（直系血族の世帯に転入した場合にあっては、世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となるときに限る。）」と定めている。

（７）局長通知の第８の２は、収入として認定しないものの取扱いについて定めており、その（４）は、「自立更生のための恵与金、災害等による補償金、保険金若しくは見舞金、指導、指示による売却収入又は死亡による保険金のうち、当該被保護世帯の自立更生のためにあてられることにより収入として認定しない額は、直ちに生業、医療、家屋補修等自立更生のための用途に供されるものに限ること。ただし、直ちに生業、医療、家屋補修、就学等にあてられない場合であっても、将来それらにあてることを目的として適当な者に預託されたときは、その預託されている間、これを収入として認定しないものとすること。」と定めている。また、その（５）は、「（前略）（４）の収入として認定しない取扱いを行なうに際して、当該貸付資金、補償金等が当該世帯の自立更生に役立つか否かを審査するため必要があるときは、自立更生計画を徴すること。」と定めている。

（８）「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和３８年４月１日社保第３４号厚生省社会局保護課長通知）第１０の問１２の答２の（２）は、保護を廃止すべき場合として、「当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね６か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。（後略）」と定めている。

２　認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成１５年３月３１日付けで、処分庁は、審査請求人の保護を開始した。

（２）平成１８年７月１日、審査請求人世帯に孫が転入した。

（３）平成２８年４月２２日、二男が死亡した。

（４）平成２８年８月９日付けで、孫の未成年後見人として審査請求人及び○○○○弁護士（以下「弁護士」という。）が選任された。財産に関する権限について、審査請求人は日用品の購入その他日常生活に関する取引を、弁護士は上記以外の事務を分掌することとされている。

（５）平成２８年１０月２７日、二男の死亡保険金１０，０００，０００円が孫に支給された。死亡保険金は、同日、弁護士名義の普通預金口座に振り込まれている。

（６）処分庁は、孫が二男の死亡保険金を受領したことにより、世帯の最低生活費と死亡保険金収入を比較すれば、６か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められることから、平成２９年２月１日、ケース診断会議で審査請求人世帯の生活保護を廃止することとし、同月７日付けで本件処分を行った。

（７）平成２９年３月２９日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、孫に死亡保険金による収入があったため、平成２８年４月から平成２９年１月に支給した保護費のうち２，０５７，４４３円について法第６３条に基づく返還決定を行うとともに、この収入を契機に保護から脱却することから、自立更生のために真に必要と認められるため、同額を免除することを決定した。

（８）平成２９年４月５日付けで、審査請求人は、大阪府知事に対し、本件審査請求を行った。

３　判断

（１）扶養義務と世帯認定について

審査請求人は、孫は、審査請求人に対して生活保持義務を負う関係になく、生活扶助義務を負うにとどまることから、孫が受領した死亡保険金を審査請求人の生活保持のために用いられるべきではなく、孫を世帯分離の上、審査請求人においては保護を継続すべきであると主張する。

しかしながら、孫と審査請求人は、前記１（４）のとおり、同一の住居に居住し、生計を一にしていることから、同一世帯であると認められる。それゆえ、生活保持義務関係になくとも、孫が受領した二男の死亡保険金を審査請求人世帯の収入として認定することができる。また、審査請求人世帯は、同一世帯に属していると認定されるものでも世帯分離して差し支えない場合として局長通知の第１の２の掲げる事由（前記１（６）参照）のいずれにも該当しないことから、世帯分離することは認められないと解される。

以上のことから、孫の受領した死亡保険金を審査請求人世帯の収入として認定した処分庁の判断に、違法又は不当な点があるとまでは言えない。

（２）自立更生のために収入として認定しない取扱いについて

審査請求人は、次官通知の第８の３の（３）のオ（前記１（５）参照）を根拠に、死亡保険金は、未成年者の育英費用のためのものであり、その全額が自立更生のために充てられる額として収入認定除外と扱われるべきであると主張する。これに対して、処分庁は、平成２８年４月から平成２９年１月に支給した保護費のうち２，０５７，４４３円について法第６３条に基づく返還決定を行い、これと同額を自立更生免除したことが、審査請求人が主張する収入認定除外に該当すると弁明する。

審査請求人が主張しているのは、収入認定から自立更生のために充てられる額を除外することであって、法第６３条に基づく費用返還額からの控除ではない。処分庁は、前掲次官通知の第８の３の（３）のオ、及び局長通知の第８の２（前記１（７）参照）に従い、孫の受領した死亡保険金について、これを含め孫の財産が未成年後見人として選任された弁護士に預託されていることにも鑑み、自立更生計画を徴し、将来における孫の就学等、審査請求人世帯の自立更生のために収入として認定しない取扱いをするかどうかを検討することが求められていたが、上記のような処分庁の主張に照らすと、この点について処分庁が十分な検討を行ったものといえるか疑問が残る。

ただ、本件処分にあたって処分庁によるこの点の検討が十分ではないとしても、本件処分が行われた平成２９年２月７日時点で、審査請求人世帯が１０，０００，０００円の活用し得る資産を保有しており、仮に上述した収入認定除外の取扱いを行っても、なお、概ね６か月を超えて保護を要しない状態が継続することが見込まれることから、前記１（３）及び（８）に従い本件処分を行った処分庁の判断に、違法又は不当な点は認められない。

（３）まとめ

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点があるとまでは言えない。よって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

４　付言

処分庁においては、被保護世帯の自立更生のための用途に供されるものとして収入として認定しない取扱いをするかどうかを決定するにあたっては、十分に調査・検討を尽くす必要がある旨付言する。

大阪府行政不服審査会第３部会

委員（部会長）曽和　俊文

委員　　　　　前田　雅子

委員　　　　　矢倉　昌子